

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	3 5	府 省 庁 名 経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	生産性向上・賃上げに資する中小企業の設備投資の固定資産税の特例の拡充等		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業等経営強化法における先端設備等導入計画に基づき、新規取得した償却資産に係る固定資産税について、 ○計画の中に雇用者給与等支給額を 1.5%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明した場合、3年間、課税標準を 1／2に軽減 ○計画の中に雇用者給与等支給額を 3.0%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明した場合、5年間、課税標準を 1／4に軽減 ・ 特例措置の内容 賃上げ水準の要件見直しを行ったうえで、中小企業における研究開発に係る設備投資拡大に向けた拡充を行い、適用期限を2年間延長する。		
関係条文	地方税法附則第 15 条第 42 項、地方税法施行令附則第 11 条第 45 項～第 48 項、 地方税法施行規則附則第 87 項～第 91 項		
減収見込額	[初年度] 0（ ▲5,418 ） [平年度] 精査中（ ▲5,418 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しすることで、生産性向上や賃上げ、研究開発を促進し、我が国経済全体の発展を図る。 （２）施策の必要性 生産年齢人口の減少による人材確保の困難などの労働供給制約のみならず、大幅な物価高や金利のある世界、通商環境の変化等の国内外市場における急速な環境変化、原材料やエネルギー価格、物流コストの上昇による企業収益の圧迫、サプライチェーンの不確実性など中小企業を取り巻く経営環境は厳しい状況である。 このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等や賃上げ促進を進めるとともに、赤字・黒字を問わず研究開発への設備投資の促進を行うことにより、中小企業の稼ぐ力を強化と、賃上げの好循環へとつなげる。		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		政策の達成目標	今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力の維持等の観点から、中小企業の生産性向上は喫緊の課題であり、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、中小企業者等全体の労働生産性を指標とし、中小企業の労働生産性を5年間で15.0%向上（中小企業庁KPI）を目標とする。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和11年3月31日（2年間延長）
		同上の期間中の達成目標	中小企業者等全体の労働生産性を、令和9年度からの2年間で6%向上させる。（中小企業庁KPI）
	有効性	政策目標の達成状況	令和5年度本措置の適用を受けた者全体においては、前年度比▲2.2%であったが、賃上げ表明をした者に限れば、同+2.6%であった。令和7年度税制改正において、本税制は賃上げ表明をすることを要件化しており、当該分析を鑑みると、今後達成状況の改善が見込まれる。
		要望の措置の適用見込み	【適用件数】 ○実績 ・令和5年度：11,120件 ・令和6年度：6,539件 ・令和7年度：4,523件（令和7年12月末まで） 認定件数は、月平均当たりで400～500件であることから、令和7年度も令和6年度と同数が見込まれる。 したがって、令和7年度の件数を6,000件と仮定した場合、令和6年度と令和7年度の平均値を取ると、6,270件となる。 さらに賃上げ水準の見直しにより一定水準の件数減少が想定されることを加味すると以下の適用件数が見込まれる。 ○見込み ・令和8年度：5,643件 ・令和9年度：5,643件 ・令和10年度：5,643件 【減収額】 ○実績 ・令和5年度：0億円 ・令和6年度：50億円 ・令和7年度：76億円

			○見込み ・令和8年度：76億円 ・令和9年度：76億円 ・令和10年度：精査中 ※中小企業実態調査（令和6年度）等より推計 ※令和8，9年度の減収見込み額については、現行制度期間中に賦課期日が到来するため、令和7年度と同程度と仮定。令和10年度試算の減収見込み額については、精査中。
		要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小事業者等の質の高い投資を幅広く支援するため、生産性の高い設備等（機械装置、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備）を取得する場合に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定し、生産性の向上に効果のある設備投資に限定して支援を行うとともに、一定の賃上げ方針を行うことを要件とすることとしており、中小企業の稼ぐ力を強化と、賃上げの好循環へとつなげる手段として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業経営強化税制
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置では、生産性の向上に効果のある設備投資に限定して支援を行うことで、赤字・黒字を問わず負担が生じる固定資産税の負担軽減を図り、幅広い中小企業の設備投資の促進による労働生産性の向上等に寄与するものであることから、妥当性が認められる。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	【適用件数】 ・令和5年度：11,120件 ・令和6年度：6,539件 ・令和7年度：4,523件（令和7年12月末まで） 【減収額】 ・令和5年度：0億円 ・令和6年度：50億円 ・令和7年度：76億円
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小事業者等の質の高い投資を幅広く支援するため、生産性の高い設備等の要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、生産性の向上に効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。 本特例措置により、事業者は赤字・黒字に関わらず生じる固定資産税の税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和5年度 創設 令和7年度 見直し

別紙：要望内容と自己点検の関係

措置名：中小事業者等が新規取得した生産性向上に資する機械装置等に係る課税標準の特例措置

○短期アウトカムについては、今般新たに策定した目標値（税制適用の直前期と比較して3.0%増加）を策定。当該目標について、令和5年度に適用した社の賃上げ率は前年比+3.0%の達成状況は措置の適用を受けた者全体においては49%であったが、賃上げ表明をした者に限れば66%であった。

○中期アウトカムについては、今般新たに中小企業庁 KPI の目標値（令和8年度から3年間で労働生産性9.0%向上）を策定。当該目標について、令和5年度本措置の適用を受けた者全体においては、前年度比▲2.2%であったが、賃上げ表明をした者に限れば同+2.6%であった。

○長期アウトカムについては、今般新たに中小企業庁 KPI の目標値（令和8年度から5年間で労働生産性15.0%向上）を策定。当該目標について、令和5年度本措置の適用を受けた者全体においては、前年度比▲2.2%であったが、賃上げ表明をした者に限れば、同+2.6%であった。

短期・中期・長期の各アウトカムでの課題はあるものの、本税制においては賃上げ表明を行うことを要件化しており、税制の適用者と非適用者を比較した場合に労働生産性の減少幅が小さくなっていることに鑑みると一定効果があり、今後各アウトカムの改善が見込まれる。

自己点検においては、中小企業の付加価値労働生産性の成長率目標を令和8年度から3年で9%向上、5年で15%向上とするべく5年間を重点期間と位置付け、赤字企業も含めた中小企業の生産性の向上を図る観点からメリハリを付けた要件の見直しや新たな特例措置を検討するとしたところ。今回、賃上げ水準の要件見直しを行ったうえで、中小企業における研究開発に係る設備投資拡大に向けた拡充を行い、適用期限の2年間延長を要望し、こうした企業の付加価値労働生産性の目標達成に向けた取組を進めてまいりたい。

